

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月4日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
静岡県富士宮市山宮2367番地の1
有限会社オーミネ倉庫
- 保税蔵置場の名称及び所在地
有限会社オーミネ倉庫オーミネ冷蔵 保税蔵置場
静岡県富士宮市山宮字拾石2165番地2
- 更新した期間
自 令和8年7月1日
至 令和14年6月30日